

株式会社 ネクストジェン
Nextgen, Inc.
定 款

平成13年4月12日作成

平成13年4月12日定款認証

平成13年11月21日変更

平成13年12月1日変更

平成14年3月1日変更

平成15年3月1日変更

平成15年9月10日変更

平成16年12月1日変更

平成17年3月1日変更

平成18年1月13日変更

平成18年3月30日変更

平成18年12月12日変更

平成19年3月30日変更

平成20年3月27日変更

平成21年3月26日変更

平成24年3月27日変更

平成25年5月23日変更

平成26年3月25日変更

平成27年6月23日変更

平成28年6月23日変更

令和4年6月24日変更

令和 5 年 3 月 2 日変更

令和 7 年 6 月 26 日変更

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社 ネクストジェン と称し、英文では、Nextgen, Inc. と表記する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気通信事業
2. 通信技術に関するコンサルティング業務
3. 通信ネットワークシステム及びアプリケーションに関する企画、開発、保守、賃貸、販売及び輸出入
4. コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売及び輸出入
5. 通信機器の輸出入、販売、レンタル、リース業務
6. 前3号に関するコンサルティング業務
7. 労働者派遣事業
8. 電気通信工事業
9. 古物営業法に基づく古物商
10. 電気工事業
11. 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を 東京都港区 に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告にて行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、7, 500, 000株とする。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第9条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第10条（株主総会の招集）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第11条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第12条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第13条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第14条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第16条（電子提供措置）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、

電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第17条（員数）

当社の取締役は8名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第18条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 当社は、取締役会の決議によって、若干名の執行役員を置くことができる。

第21条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第22条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第23条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第25条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第26条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第27条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。

第28条（相談役および顧問）

取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

第29条（取締役の責任免除）

当社は、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第30条（監査等委員会の権限）

監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。

第31条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条（常勤監査等委員）

監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第34条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第35条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第36条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第37条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第39条（会計監査人の責任免除）

当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第42条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第43条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。